

町田市議会だより

No. 183

平成24年1月30日発行

編集：議会運営委員会 発行：町田市議会
〒194-8520 町田市中町1-20-23

平成23年（2011年）
第4回定例会
12月1日～12月22日

市議会ホームページもご覧下さい。

<http://www.gikai-machida.jp/>

町田市議会へのご意見をお寄せ下さい。

電話 042-724-4049

eメール gikai@city.machida.tokyo.jp

（右のQRコードもご利用いただけます。）



・お寄せいただいたご意見の要旨が広報紙等で紹介される場合がございます。ご了解の上、送信下さい。
・第三者の誹謗、中傷、個人情報などは送信しないで下さい。〈QRコード〉
・原則として個別の回答は行いません。



町田市成人式「二十祭まちだ」が開催されました。（1月9日、成瀬の総合体育館前の様子）

第4回定例会は、12月1日から12月22日までの22日間にわたり開催され、議案45件、請願18件を審議しました。審議の結果、市長提出議案では「町田市組織条例の一部を改正する条例」など27件を可決・承認・同意しました。

委員会提出議案では「町田市議会の議決すべき事件に関する条例」など2件を可決しました。

議員提出議案では「障害者総合福祉法の制定を求める意見書」など13件を可決しました。

市民から提出された請願は14件を採択しました。

主な内容

2～5面
5面
6面
7面
8面

★一般質問
★請願の審査状況
★請願の処理経過及び結果報告
★可決した議案の内容
★本会議の質疑から
★委員会の審査から
★意見書・決議（要旨）
★一般会計補正予算（第4号）について
★緊急質問
★審議結果一覧表

12月補正予算を可決 基本構想を追加し議決事項を拡大へ 新庁舎移転に向け、電子表決を可能に 全議員の表決を公表

追加の補正予算を
最終日に緊急可決

12月補正予算の あらまし

二月議会では一般会計補正予算（第三号）、国民健康保険事業会計補正予算（第二号）のほか、最終日に追加議案として一般会計補正予算（第四号）が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。これにより一般会計の二月補正予算は、歳入・歳出をそれぞれ一億九、四三五万七千円増額し、一、四八〇億九、一七五万二千円とし

ました。一般会計補正額のうち歳入の主なもの、個人市民税一△一〇億円、国庫支出金一〇億一、七二八万一千円、繰入金一億八、八二二万一千円、市債一△一億七、五〇〇万円です。一般会計の歳出の主なものは次のとおりです。

【総務費】

総務管理費の人事事務費一△八、二二三万円。

【民生費】

心身障がい者福祉費の自立支援給付事業費一五億四、四

〇四万七千円、生活保護費一〇億一、一六五万四千円。

【土木費】
野津田公園整備費の建物借上料一、三三〇万円、工事請負費の野津田公園整備費一△二億一、七三一万六千円。

【消防費】
常備消防費の常備消防都委託料一、二一七万六千円。

【教育費】
小学校費の学校管理運営費一△二、〇八八万一千円。

※7面に「一般会計補正予算（第4号）について」掲載

委員会提出議案

（町田市議会改革
調査特別委員会）
町田市議会の議決すべき事件に関する条例

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三五号）が施行され、市町村に

おける基本構想の策定に関する規定が削除されました。この条例は市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想について、その策定、変更又は廃止を、地方自治法第九十六条第二項の規定に基づき、議会の議決すべき

（議会運営委員会）
町田市議会会議規則の一部を改正する規則

事件とすることを定めるものです。

町田市議会改革調査 特別委員会の 中間報告

二月二日の本会議において、町田市議会改革調査特別委員会の中間報告が行われました。この委員会は地方自治法の改正に伴う、議会のあり方についての議論を深め、議会の権能強化、議員の調査活動及び議員の身分について

④議員の身分に関する事項
の調査・検討
今回は付議事件のうち、地方自治法の改正に関する事項及び、議員の調査活動に関する事項において、一部、調査結果が出たので、その中間報告が行われました。

地方自治法の改正に関する事項

①地方自治法の改正に関する事項
②議会の権能強化に関する事項
③議員の調査活動に関する事項
基本構想策定義務の廃止による、議決事項範囲の検討について及び議決事項の拡大について、調査検討を行い、協議を行った結果、一月二日の委員会で、「基本構想については、条例化に向けて、具体的に進み出すこととする」一件を決定し、二月一二

議員の調査活動に関する事項

リファレンス・資料要求等調査ツールの明確化について及び調査権の拡大について、調査検討を行い、協議を行った結果、一月二日の委員会で、「市議会議員による図書館利用、リファレンス方法論について、実現するよう求める」一件を決定しました。

両議案は二月二日の本会議において全員一致をもって可決されました。

平成二十四年七月に予定している新庁舎への移転に伴い、電子表決システムを導入するため表決に関する規定の整備を図るものです。